

交	00	01	5 年
(令和12年3月末まで保存)			

交 企 第 4 7 1 号
令 和 7 年 3 月 2 6 日

交通部内各所属長 殿
各 警 察 署 長

交 通 部 長

安全運転管理者関係事務取扱要領の制定について

安全運転管理者制度に関する事務については、「安全運転管理者関係事務取扱要領の制定について」（令和4年3月22日付け交企第489号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、安全運転管理者証等を廃止することや業務の合理化の観点から、下記のとおり見直しを図り、別添のとおり事務取扱要領を制定したことから、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、本通達の運用をもって旧通達は廃止する。

記

1 主な見直し内容

(1) 安全運転管理者証等の廃止に伴うもの

令和7年4月1日から安全運転管理者証等を廃止することに伴い、選任や解任の諸手続を見直した。

(2) 届出書類等の送付方法の変更

警察署から警察本部への届出書類の送付方法については、今まで安全運転管理者等届出送付書（以下「送付書」という。）により実施してきたものであるが、送付書を廃止し、届出書類に安全運転管理者等受付簿の写しを添付するものとした。

(3) 警察署保管書類の省略

安全運転管理者等の選任、解任及び届出事項変更の届出に係る警察署で保管する書類について、住民票などの写し等を不要とした。

(4) その他

事務処理要領内の文言の整理や不要な様式の廃止などの見直しを図った。

2 運用開始日

令和7年4月1日

担当 交通企画課安全対策第二係

安全運転管理者関係事務取扱要領

1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）及び青森県道路交通規則（平成10年9月青森県公安委員会規則第7号。以下「県規則」という。）に基づき、法第74条の3第1項に定める安全運転管理者及び法第74条の3第4項に定める副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

2 事務取扱責任者

(1) 事務取扱責任者の設置

青森県警察本部交通部交通企画課（以下「交通企画課」という。）及び警察署に事務取扱責任者を置き、交通企画課は交通安全対策担当補佐を、警察署は交通課長又は交通課長代理をもって充てる。

(2) 事務取扱責任者の任務

事務取扱責任者は、安全運転管理者関係事務の適正な処理を図るため、必要な措置を講ずるとともに、事務担当者の事務処理について管理・指導するものとする。

3 安全運転管理者等の選任、解任及び届出事項変更

(1) 安全運転管理者等の選任、解任及び届出事項変更の届出に必要な書類（以下「届出書類」という。）は、別表1のとおりとする。

(2) 事業所の住所地を管轄する警察署長（以下「警察署長」という。）は、上記(1)の届出書類の提出を受けたときは、当該届出書類の記載事項の確認、必要な書類が添付されているか点検した上で受付し、安全運転管理者等受付簿（別記様式第1号。以下「受付簿」という。）に必要事項を記載するものとする。

(3) 警察署長は、上記(2)で受付した届出書類の原本と送付状況を記載した受付簿の写しを交通企画課長へ送付し、届出書類を別表2のとおり保管するものとする。

(4) 青森県電子申請・届出システム（以下「電子申請」という。）による届出事務については、交通企画課長が実施するものとし、電子申請届出を受付した時は、届出者に対し、別表1の届出事項に応じた添付書類を提出させるものとする。

(5) 交通企画課長は、上記(3)で警察署から送付された届出書類又は上記(4)で電子申請の届出を受けた時は、届出書類の記載誤りや安全運転管理者等の要件を満たしているか確認した上でこれを受理し、安全運転管理者等受理簿（別記様式第2号。以下「受理簿」という。）に必要事項を記載するほか、届出事項については安全運転管理者システムへ各種登録手続きし、届出書類を別表2のとおり保管するものとする。

(6) 交通企画課長は、上記(5)で受理した安全運転管理者等の選任、解任及び届出事項変更に関する事項のうち、法第108条の2第1項第1号に規定する安全運転管理者等に対する講習（以下「法定講習」という。）の実施に必要な事項につい

ては、法定講習の受託者に通知しその旨を受理簿に記載するものとする。

なお、法定講習の実施要領については、別途定める。

4 安全運転管理者等の解任命令

- (1) 警察署長は、法第74条の3第6項の規定による安全運転管理者等の解任命令に該当する事案の発生を認知した時は、対象となる安全運転管理者等や認知に至る経緯等について、交通企画課長を経由して本職へ報告するものとする。
- (2) 交通企画課長は、上記(1)で報告を受けた解任命令に該当する事案について調査し、解任事由に該当する事実が明らか場合は、当該安全運転管理者等を選任した自動車の使用者に対し、解任命令書（県規則別記様式第13号）を交付するとともに、新たな安全運転管理者等を選任させるものとする。

5 自動車の運転の管理に関する教習及び自動車の運転の管理能力の認定

- (1) 府令第9条の9第1項又は第2項の規定による自動車の運転の管理に関する教習（以下「教習」という。）の受講又は自動車の運転の管理能力の認定（以下「認定」という。）の申請に必要な書類（以下「申請書類」という。）は、別表1のとおりとする。
- (2) 警察署長は、上記(1)の申請書類の提出を受けたときは、当該申請書類の記載事項や添付書類を点検した上で受付し、運転管理教習・認定申請受付簿（別記様式第4号。以下「認定受付簿」という。）に必要事項を記載するものとする。
- (3) 警察署長は、上記(2)で提出を受けた申請書類の原本を送付状況を記載した認定受付簿の写しとともに交通企画課長に送付するものとする。
また、上記(2)で提出を受けた申請書類のうち、教習・認定申請書（県規則別記様式第14号）の写しを認定受付簿に添付し保管するものとする。
- (4) 交通企画課長は、上記(3)で警察署から送付された申請書類を受理した時は、運転管理教習・認定申請管理簿（別記様式第4号。以下「認定管理簿」という。）に必要事項を記載し、教習の受講者に対し、教習の実施日、実施場所等について運転管理教習実施通知書（別記様式第5号。以下「実施通知書」という。）により通知するものとする。
また、申請書類の原本と実施通知書の写しを認定管理簿へ添付し保管すること。
- (5) 交通企画課長は、教習については別添1「運転管理教習実施要領」、認定については別添2「運転管理能力認定実施要領」に基づき、それぞれ実施するものとする。
- (6) 交通企画課長は、教習を終了した者に対しては教習修了証明書（県規則別記様式第15号）を、認定した者に対しては安全運転管理資格認定書（県規則別記様式第16号）をそれぞれ交付し、認定管理簿に交付日を記載するものとする。
- (7) 交通企画課長は、教習の受講又は認定の申請を受付した警察署長に対し、教習の実施結果又は認定の結果について、運転管理教習・認定結果通知書（別記様式第6号。以下「結果通知書」という。）により通知し、結果通知書の写しを認定管理簿へ添付し保管するものとする。

- (8) 上記(7)で通知を受けた警察署長は、認定受付簿に必要事項を記載するとともに、結果通知書の原本を認定受付簿に添付し保管するものとする。

6 留意事項

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の取扱

ア 住民票の措置

安全運転管理者等の選任届に際しては、住民票の提出を必要とするが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「個人番号法」という。）による個人番号の記載は不要であることから、個人番号が省略された住民票を提出させること。

イ 個人番号が記載された住民票の提出を受けた時は、届出者等に対して、個人番号記載部分をマスキングさせた上で提出させること。

なお、電子申請による安全運転管理者等の選任届においては、必ず本人に確認の上、警察官がマスキング等の措置を講じること。

ウ 個人番号の措置結果については、各警察署に配布しているゴム印を必ず使用し、措置状況を明確にすること。

- (2) マイナ免許証の取扱

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。以下「改正法」という。）については令和7年3月24日から施行されるが、改正法による改正後の道路交通法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カード（以下「マイナ免許証」という。）の取扱については、下記のとおりとする。

ア 安全運転管理者等が運転免許を受けている場合は届出書に免許情報（免許種別や交付年月日等）を記載するほか、副安全運転管理者については、資格要件のうち、自動車の運転経験の期間が3年以上であることの証明については、届出書に免許種別や免許年月日を記載することで運転免許証の添付を不要としている。

しかしながら、マイナ免許証は券面上で運転免許情報が確認できないことから、マイナ免許証を所持している届出者については、当該マイナ免許証に記録された運転免許に関する電磁的記録情報を

○ 各警察署に整備された端末等による照会（いわゆる免許照会）

○ 届出者側において、スマートフォン等によりインストールされた「マイナ免許証読み取りアプリ」によって出力された情報を確認

することにより、届出書に記載させることとし、マイナ免許証の写しは添付しないこと。

イ 届出者がマイナ免許証の写しを提出した場合は受領せず、上記アの措置を取ること。

安全運転管理者等届出・申請書類一覧表

届出事項	届出書類
<p style="text-align: center;">選任</p> <p>※選任と解任を同時に届出する場合は添付書類は選任者のもの</p>	安全運転管理者等に関する届出書(県規則別記様式第10号。以下「届出書」という。) 1通
	添付書類
	戸籍抄本又は住民票の写し 1通 ※戸籍抄本で住所未記載の場合は、運転免許証等の住所が分かるもので確認
	運転記録証明書(3年間又は5年間のもの) 1通 ※現に自動車の運転免許を受けている者 ※自動車安全運転センター法施行規則第9条に定めるもの
	在籍証明書(現住所と住民票等の住所が異なる場合) 1通
	<p>【安全運転管理者】 自動車の運転の管理に関する経歴を証明するもの又は安全運転管理資格認定書(県規則別記様式第14号。以下「認定書」という。)の写し 1通</p> <p>【副安全運転管理者】 自動車の運転の経験の期間を証明するもの、自動車の運転の管理に関する経歴を証明するもの又は認定書の写し 1通 ※認定書は下記の府令の規定により公安委員会から自動車の運転の管理能力の認定を受けた者のみ添付 ※自動車の運転の管理に関する経歴や自動車の運転の経験の期間を証明するものについては、届出書の運転免許証欄や経歴欄を記載することで添付は不要</p> <p>教習修了証明書の写し 1通(安全運転管理者のみ) ※下記の府令の規定による公安委員会が行う教習を修了した者のみ添付</p>
解任又は届出事項変更	届出書 1通
申請事項	申請書類
府令第9条の9第1項又は第2項の規定による公安委員会が行う教習又は自動車の運転の管理能力の認定	教習・認定申請書(県規則別記様式第14号) 1通
	添付書類
	住民票の写し 1通

安全運転管理者等届出書類保管要領

	警察本部(交通企画課)	警察署
新規選任時	警察署から送付された新規選任に係る安全運転管理者等に関する届出書(県規則別記様式第10号、以下「届出書」という。)及び添付書類(以下「届出書類」という。)の原本を届出書の簿冊へ保管	新規選任に係る届出書の写しを届出書の簿冊へ保管
選解任 (同一事業所で前任者の解任と同時に新規選任する場合)	警察署から送付された選解任に係る届出書類の原本を届出書の簿冊へ保管している前任者(解任者)の届出書類と差し替え、前任者の当該届出書類は削除簿へ移管	選解任に係る届出書の写しを届出書の簿冊へ保管している前任者(解任者)の当該届出書の写しと差し替え、前任者の当該届出書の写しは削除簿へ移管
解任のみ	警察署から送付された解任に係る届出書の原本と届出書の簿冊へ保管している解任者の届出書類を削除簿へ移管	解任に係る届出書の写しと届出書の簿冊へ保管している解任者の当該届出書の写しを削除簿へ移管
届出事項変更	警察署から送付された届出事項変更に係る届出書の原本を届出書の簿冊へ保管している当該事業所の箇所へ保管(差替不要)	届出事項変更に係る届出書の写しを届出書の簿冊へ保管している当該事業所の箇所へ保管(差替不要)
電子申請による届出の場合	電子申請により届出された届出書類の原本を上記届出内容に応じた要領で保管	交通企画課から送付された届出書の写しを上記届出内容に応じた要領で保管

安全運転管理者等受理簿（ 年 月）

番号	受理日	届出事由	送付署	整理番号	事業所名 (管理者氏名)	システム 登録	受託者への 通知	電子申請 関係書類 送付	備考
			電子申請 (管轄署)					送付日	
		選任(新規) 選解任 解任 変更	署			登録済 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	送付日	
			電子申請 (署)			確認者		送付者	
		選任(新規) 選解任 解任 変更	署			登録済 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	送付日	
			電子申請 (署)			確認者		送付者	
		選任(新規) 選解任 解任 変更	署			登録済 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	送付日	
			電子申請 (署)			確認者		送付者	
		選任(新規) 選解任 解任 変更	署			登録済 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	送付日	
			電子申請 (署)			確認者		送付者	
		選任(新規) 選解任 解任 変更	署			登録済 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	送付日	
			電子申請 (署)			確認者		送付者	
		選任(新規) 選解任 解任 変更	署			登録済 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	送付日	
			電子申請 (署)			確認者		送付者	
		選任(新規) 選解任 解任 変更	署			登録済 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	送付日	
			電子申請 (署)			確認者		送付者	
		選任(新規) 選解任 解任 変更	署			登録済 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	送付日	
			電子申請 (署)			確認者		送付者	
		選任(新規) 選解任 解任 変更	署			登録済 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	送付日	
			電子申請 (署)			確認者		送付者	

運転管理教習・認定申請受付簿

警察署

番号	受付日	区分	申請者名	教習・認定を受けようとする者	送付状況		結果通知書 受領状況	備考
1		教習			送付日		受領日	
		認定			担当者	取扱責任者	担当者	
2		教習			送付日		受領日	
		認定			担当者	取扱責任者	担当者	
3		教習			送付日		受領日	
		認定			担当者	取扱責任者	担当者	

※教習・認定申請書（県規則別記様式第14号）の写しを添付すること。

※交通企画課から送付された運転管理教習・認定結果通知書（別記様式第6号）を添付すること。

運転管理教習・認定申請管理簿

番号	申請書 受理日 (警察署名)	区分	申請者名	通知書 発出日	教習・認定 実施日	認定結果	証明書 認定書 交付日	結果通知書 送付状況		備考
			教習・認定を受けようとする者					送付日		
1		教習						送付日		
		認定						担当者	取扱責任者	
2		教習						送付日		
		認定						担当者	取扱責任者	
3		教習						送付日		
		認定						担当者	取扱責任者	

殿

青 森 県 公 安 委 員 会

運 転 管 理 教 習 実 施 通 知 書

貴殿より、道路交通法施行規則第 9 条の 9 第 1 項の規定による「自動車の運転管理に関する教習」についての申請を受理したことから、下記の日程で、「自動車の運転管理教習」を実施しますので通知します。

記

実 施 日 時	年 月 日 () 時から 時まで
実 施 場 所	
注 意 事 項	
備 考	

※ 通知連絡担当者 青森県警察本部交通部交通企画課
連絡先 0 1 7 - 7 2 3 - 4 2 1 1

交	01	06	5	年
---	----	----	---	---

交 企 第 〇 〇 号

〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 警 察 署 長 殿

交 通 企 画 課 長

運転管理教習・認定結果通知書

下記の者に係る

- 自動車の運転管理に関する教習を終了したので通知します。
- 自動車の運転管理能力を認定したので通知します。

記

氏 名	
事 業 所	
教習終了(認定)日	
備 考	

別添 1

運転管理教習実施要領

(趣旨)

- 1 この要領は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第9条の9第1項の規定により、自動車の運転の管理に関し青森県公安委員会が行う教習（以下「運転管理教習」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(運転管理教習の対象者)

- 2 この要領において、運転管理教習の対象となる者は、青森県道路交通規則（平成10年9月青森県公安委員会規則第7号。以下「県規則」という。）第20条の規定により教習・認定申請書（県規則別記様式第14号）に記載された、運転管理教習を受けようとする者とする。

(運転管理教習の科目、内容及び時間)

- 3 運転管理教習の科目、内容及び時間は下表のとおりとする。

科 目	内 容	時間
道路交通の現状と交通事故の実態	<ul style="list-style-type: none">・交通事故の発生状況と特徴・最近の交通情勢	1 時間
法令の知識	<ul style="list-style-type: none">・道路交通法令・道路運送車両法令・自動車の保管場所の確保等に関する法律・交通事故と関連のある法令	1 時間
安全運転のための知識と安全運転管理について	<ul style="list-style-type: none">・運転者の適性・運転者の健康管理・運転者の指導教育・安全運転管理者制度設立の趣旨・安全運転管理者の社会的地位と責任感・安全運転管理者の業務	2 時間
自動車の知識	<ul style="list-style-type: none">・構造上の基礎知識・日常点検・自動車の特性	1 時間
事故原因の分析と交通事故防止対策	<ul style="list-style-type: none">・交通事故原因の分析・自動車損害賠償保障制度の仕組み・民事責任・事故防止対策	1 時間

別添 2

認定実施要領

(趣旨)

- 1 この要領は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第9条の9第1項又は第2項の規定により青森県公安委員会が行う自動車の運転の管理能力の認定（以下「認定」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定の対象者)

- 2 この要領において、認定の対象となる者は、青森県道路交通規則（平成10年9月青森県公安委員会規則第7号。以下「県規則」という。）第20条の規定により教習・認定申請書（県規則別記様式第14号）に記載された、認定を受けようとする者とする。

(認定の要件)

- 3 認定の要件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 自動車の運転の管理に関し、1年以上の実務経験又は運転の経験が3年以上である者
 - (2) 自動車の運転の管理に、何らかの形で関与した経験が2年以上である者
 - (3) その他安全運転管理者として適当であると認められる者